

札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱

(平成30年9月11日 子ども未来局長決裁)

(令和元年7月1日 子ども未来局長決裁)

(令和2年11月5日 子ども未来局長決裁)

(令和3年7月14日 子ども未来局長決裁)

(令和5年9月28日 子ども未来局長決裁)

(令和6年10月15日 子ども未来局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市内の私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所を除く。)において、ICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るため、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に対する補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の認可を受け、現に法第24条第1項に規定する保育を必要とする児童の保育を実施している保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項の認定を受け、満3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を行う施設をいう。
- (3) 保育所型認定こども園 法第39条第1項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第3条第1項の認定を受けている施設をいう。
- (4) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)であって、法第34条の15第2項の規定により、札幌市長(以下「市長」という。)の認可を受けた事業所をいう。
- (5) 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けている保育機能施設をいう。
- (6) 保育所等 同項前5号までに掲げる施設をいう。
- (7) 補助事業者 前号に掲げる保育所等のうち、本要綱に基づく補助金の交付決定または交付を受けた者をいう。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、保育業務支援システムの導入費、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等とする。

(補助対象事業の要件等)

第4条 補助金は、別に定める日までに導入、支払いを完了する事業を対象として交付するも

のとする。

- 2 本事業による費用について、過去に同事業の交付実績がある場合及び他の事業によりその費用が交付されている場合は対象としない。ただし、第5項第1号エの機能を搭載した保育業務支援システムを導入する場合はこの限りでない。
- 3 地域型保育事業所について、札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成28年6月1日子ども未来局長決裁）第14条にて監査結果等を公表する対象になっており、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていない場合は対象としない。
- 4 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園について、札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱（平成9年4月1日民生局長決裁）9（1）において、監査結果等を公表する対象になっており、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていない場合は対象としない。
- 5 補助対象事業は次の各号に掲げる条件を満たすこと。
 - (1) 少なくとも、次に掲げる機能のうちアからウまでの機能（地方裁量型認定こども園にあってはアからエまでのいずれかの機能）を搭載した保育業務支援システムを導入すること。
 - ア 保育に関する計画・記録に関する機能
 - イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - ウ 保護者との連絡に関する機能
 - エ キャッシュレス決済に関する機能（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、二次元コード決済その他の電子的な決済手段であって、購買に繰り返し利用できるものをいう。）
 - (2) 保育業務支援システムに搭載する機能は、保育士や保護者等にとって必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものであること。
 - (3) 保育業務支援システムの導入にあたっては、利用する職員数に応じて端末を複数台設置する等、保育士の負担軽減に資する体制を構築すること。

（補助金額の算定）

第5条 この補助金における補助金額は、別表に掲げるものとする。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

（事業実施計画書の提出）

第6条 補助金を活用した事業を実施しようとする保育所等は、別に定める日までに、札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業実施計画書（別紙様式1。以下「事業実施計画書」という。）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 保育業務支援システムのメーカー及び品名等の記載がある見積書及び内訳明細書
- (2) その他市長が別に定める書類（事業実施計画の承認）

第7条 市長は、前条に定める事業実施計画書の提出を受けたときは、その承認を行い、札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業実施計画承認通知書によりその旨を通知する。

（事業計画の変更申請）

第8条 前条の規定により、事業計画の承認を受けた者が、第6条に係る事業の内容を変更す

る場合には、軽微な変更を除き、札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業実施計画変更承認申請書(別紙様式2。以下「変更承認申請書」という。)により、変更申請を行わなければならない。

(事業計画の変更決定)

第9条 市長は、前条に定める変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業実施計画変更承認通知書により、申請者へ通知することとする。

(事業計画の中止又は廃止)

第10条 第7条の規定により、事業計画の承認を受けた者が、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業実施計画中止・廃止承認申請書(別紙様式3。以下「中止・廃止承認申請書」という。)により申請を行わなければならない。

(事業計画の中止又は廃止決定)

第11条 市長は、前条に定める中止・廃止承認申請書の提出を受けたときは、札幌市認可保育所等におけるICT化推進実施計画中止・廃止承認通知書により、事業計画の中止又は廃止の決定を申請者へ通知することとする。

(補助金の交付申請)

第12条 保育所等は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、保育業務支援システムの導入後、保育所等が販売事業者に費用を支払った日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合は、3月末。)までに、札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業補助金交付申請書(別紙様式4。以下「補助金交付申請書」という。)に次に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 対象経費の領収書又は販売事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「領収書等」という。)

(2) 導入した保育業務支援システムのメーカー及び品名等の記載がある納品書

(3) その他市長が別に定める書類

2 前項に定める領収書等については、次の事項が記載されていること。なお、領収書等に訂正のある場合、販売事業者の訂正印のないものは無効である。

(1) 販売事業者の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額

(4) 領収額の内訳

(5) 領収日

(6) 領収印

3 第6条及び第12条の規定により、申請者が手続きを行うときは、次の第1号に掲げる方法により行う。ただし、同号に掲げる方法が困難な場合は、次の第2号に掲げる方法による申請を認める。

(1) スマート申請

申請者が本市指定のインターネット上の専用ページを使用して、補助金の申請に必要な項目及び関係書類を提出する方法

(2) 郵送による申請

申請者が申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて郵送により提出する方法

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、札幌市認可保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条による補助金額の決定後、速やかに補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき

(4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、前条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(維持管理)

第17条 保育業務支援システムの導入を完了した日から少なくとも5年間は、当該保育業務支援システムを適切に維持管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第19条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に

は、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を札幌市に返納しなければならない。

(挙証書類の保管)

第20条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日・適用日)

- 1 この要綱は、平成30年9月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年11月5日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年7月14日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年10月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

補助対象施設	補助金額
第2条第1項第1号から第4号に掲げる施設	(1) 端末購入を行う場合 第4条第5項第1号アからウの機能の導入においては、1施設あたり1,100,000円を限度とし、同号アからエの機能の導入においては、1施設あたり1,300,000円を限度とする。また、過去に本事業の交付実績がある場合及び他の事業によりその費用が交付されている施設が、第4条第5項第1号エの機能のみを導入する場合には、1施設あたり700,000円を限度とし、対象経費の実支出額(寄付金その他の収入額を控除した額)に4分の3を乗じた額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

	<p>(1) 端末購入を行わない場合</p> <p>第4条第5項第1号ア、イ及びウに掲げる機能においては、1施設あたり600,000円を限度とし、第4条第5項第1号ア、イ、ウ及びエの機能の導入においては、1施設あたり800,000円を限度とする。また、過去に本事業の交付実績がある場合及び他の事業によりその費用が交付されている施設が、第4条第5項第1号に掲げるエの機能のみを導入する場合においては、1施設あたり200,000円を限度とし、対象経費の実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額）に4分の3を乗じた額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。</p>
<p>第2条第1項第5号に掲げる施設</p>	<p>1施設あたり200,000円を限度とし、対象経費の実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額）に4分の3を乗じた額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。</p>